

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 11 月 8 日(火)午前 10 時 00 分から午前 11 時 24 分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(14 人)

会長	1 番 有賀 勝英
会長職務代理者	2 番 宮原 光平
委員	3 番 原 美子
	4 番 宮澤 依子
	5 番 中村 良治
	6 番 小島 敏雄
	7 番 新村 幸子
推進委員	中村 脩司
	小澤 清之
	中條 清春
	栗林 秀樹
	福島 正一郎
	漆戸 裕司
	古村 孝

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第 1 号 農地法の規定に基づく許可について  
議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について  
議案第 3 号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について  
議案第 4 号 農地利用配分計画(案)について  
議案第 5 号 競売・公売農地の買受適格認定について  
議案第 6 号 非農地の承認について

報告事項 (1)専決事項について

10 月許可認定の 5 条 3 件については、長野県農業会議から 10 月 14 日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

## 6. その他

### 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹  
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 中畑 充夫  
書記 役場産業振興課農政係係員 横内 優子

## 8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

おはようございます。寒くなりましたが、今日は議題にありますけれど、太陽光発電は全国的に方々でやっているということで、中には町おこし村おこしで全体的に取り組んでいるところもあるということです。全体としては相当の発電量が増えてきているわけですが、電力会社で夏のピークに備えるために大体3%の余裕率をみているということです。昨年で8.9%余裕率があったということで、言ってみれば電気が余っている。太陽光発電、水力、火力合わせて全体の6.4%になっているということ。6.4%というのは原子力発電の1基分に相当するということです。これは8月14日の信濃毎日新聞の朝刊の斜面に掲載されていました。そこには今の状態で電気製品など省エネでますます原発が必要かということまで入っておりますけれど、11月の農業委員会を開会いたします。よろしくおねがいします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

あらためておはようございます。市町村の交流会ということでマレットをやったわけですが、辰野町が2位で、私が(個人)3位に入ってびっくりして聞いたわけですが、楽しくできたかなと思っております。それからまた午後ですが、第一回の長野県農業委員大会が行われるということですが、去年は長野や松本まで行きましたが今年は地元でできるということで助かっています。それでは議事に入りますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

3番の原委員さんと4番の宮澤委員さん、よろしくおねがいいたします。

(議事)

<有賀会長>

それでは議事に入ります、議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局をお願いします。

**【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】**

<中畑事務局次長>

1番、地図は1枚目の表をご覧ください。こちらは5条の3番と同一の事業であるため合わせてご説明いたします。本件は母と子の共有名義の土地に、子が住宅を新築する計画であります。転用事業者である子は、自己所有分につき4条、母の所有分につき5条の許可を受ける必要がありますので2件の申請が出ております。

それでは説明にうつります。千曲市・・・番地にお住まいのAさんと辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのBさんが共同で所有する大字伊那富・・・番、地目は畑、面積196㎡に、Aさんが住宅を新築するための申請でございます。申請人は現在、町外の借家に家族5人で生活しておりますが、手狭なため、申請地および隣接する母親名義の宅地、計424.17㎡を借り受け、自己の住宅を新築したい計画であります。

申請地は準工業地域の用途地域内ですので農地法第4条第6項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

<宮原職務代理>

10月14日に原委員と私が確認をいたしました。場所は(場所の説明)になるわけです。現在住宅が建っていて、その建て替え分について狭いから、この土地が建てる本人と(母親)の共有地ということで、共有地の場合は自分の分は4条で申請して、残りは別人の名義なので5条と、2つ申請というようなことになるようです。測量がはいり杭もしっかり入っていて、住宅があるところの建て替えのための用地ということで上下水道は前の道路に埋設されていますし、境界その他は問題ないという判断をいたしました。ご協議のほどよろしくをお願いします。

<有賀会長>

今の件については何かご意見ございましたらあげていただければと思いますけれど。よろしいですか？(異議なしの声)はい、ありがとうございました。では次をお願いします。

## 【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～6 番朗読】

< 中畑事務局次長 >

1 番、所有権の移転でございます。地図は 1 枚目の裏をご覧ください。

辰野町大字樋口・・・番地にお住まいの A さん所有の大字樋口・・・番、地目は田、面積 659 m<sup>2</sup>を、辰野町大字平出・・・番地の株式会社 B が取得し、太陽光発電施設を新設するための申請であります。譲受人は売電事業を営む事業者で、太陽光パネル 200 枚を設置、売電を行う計画であります。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね 500m 以内に 2 つ以上の公共的施設、荒神山公園及び東部保育園がありますので、農地法第 5 条第 2 項第 1 号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。こちらは、農振農用地でしたが平成 28 年 9 月 31 日付けで農振除外の公告が済んでおります。この件につきましては、漆戸推進委員、小島委員から意見書をいただいております。

< 漆戸推進委員 >

私と小島委員と現地を確認しました。道路沿いまた杭等や水等の関係からしっかり見てきました。見たところ問題ないと判断しました。ご審議をよろしく願います。

< 有賀会長 >

今の件について何かご質問のある方は願います。だいぶしっかり確認してきていただいているようなのでよろしいですかね？(異議なしの声)ありがとうございました。それでは次願います。

< 中畑事務局次長 >

2 番、使用貸借権の設定でございます。地図は 2 枚目の表をご覧ください。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの C さん所有の大字伊那富・・・番、地目は田、面積 219 m<sup>2</sup>に、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの D さんが住宅を新築するための申請でございます。貸付人と借受人は親子で、現在同居しておりますが、手狭なため父親所有の申請地を借受けて自己の住宅を新築したい計画であります。申請地は線路及び住宅に囲まれた 10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の第 2 種農地、消極的 2 種と指定されますが、位置的代替性がなくやむをえないと判断いたします。こちらは、農振農用地でしたが平成 24 年 8 月 2 日付けで農振除外の公告が済んでおります。この件につきましては、原委員、中條推進委員から意見書をいただいております。

<原委員>

10月15日に私と中條さんと行ってまいりました。今のご説明のとおりです。お父さんのCさんのお持ちのところに子供さん家族が建てるというものです。境界も調査もしっかり入っていて、町道もあるということで、ご審議をお願いしたいと思います。

<有賀会長>

今の件について何かご質問のありますか？よろしいですか？(異議なしの声)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

3番、使用貸借権の設定でございます。詳細につきましては、先ほど4条の1番で説明したとおりです。申請地は準工業地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1項口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

<宮原職務代理>

先ほどの4条と同時に14日に原委員と私が確認したわけですが、先ほどの説明のとおりです。共有の人様の分の5条の申請ということで、4条と全く同じでございます。以上です。

<有賀会長>

この件についてはよろしいですか？(異議なしの声)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

4番、地図は2枚目の裏をご覧ください。賃借権の設定でございます。

東京都文京区・・・番にお住まいのEさん所有の大字伊那富・・・番、地目は田、面積250㎡、大字伊那富・・・番、地目は田、面積630㎡、及び安曇野市・・・番地にお住まいのFさん所有の大字伊那富・・・番、地目は畑、面積119㎡、大字伊那富・・・番地、地目は田、面積376㎡、及び、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのGさん所有の大字伊那富・・・番、地目は畑、面積215㎡、合計5筆、計1,590㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地のH社が借受け、駐車場を拡張するための申請でございます。借

受人は製造業を営む事業者であります。事業の拡大に伴い駐車場が不足するため申請地を借受け、従業員用 69 台分の駐車場を拡張したい計画であります。

申請地は工業地域の用途地域内ですので農地法第 5 条第 2 項第 1 項口の(1)の第 3 種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

#### <宮原職務代理>

現地でございますけれど、(場所の説明)、ここを駐車場ということ。地権者が何人にもなっている関係で境界はしっかり入っているということで、駐車場でございますから特に問題はないかと判断してまいりました。ご協議をお願いします。

#### <有賀会長>

この件については何かご質問ありますか？よろしいですかね？(異議なしの声)ありがとうございます。それでは次をお願いします。

#### <中畑事務局次長>

5 番、地図は 3 枚目の表をご覧ください。所有権の移転でございます。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの I さん所有の大字伊那富・・・番、地目は田、面積 292 m<sup>2</sup>、大字伊那富・・・番、地目は田、面積 740 m<sup>2</sup>、計 2 筆、1,032 m<sup>2</sup>を、長野市・・・番地にお住まいの J さんが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。

譲渡人が農業経営を縮小するにあたり土地を買受け、太陽光パネル 400 枚を設置、売電を行う計画であります。譲受人は町外在住であります。パネルの管理等は専門業者に委託する予定でありますので適正な管理が行えると判断いたします。

申請地は山林及び住宅に囲まれた 10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の第 2 種農地、消極的 2 種と指定されますが、位置的代替性がなくやむをえないと判断いたします。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見書をいただいております。

#### <宮澤委員>

10 月 22 日に有賀会長と現地を確認してきました。先ほどの説明のように、山に近い土地で傾斜地であったりした状況でして、境とか杭はしっかり確認してまいりましたので、問題ないということで判断いたしました。ご審議をお願いいたします。

<有賀会長>

この件については何かご質問ありますか？

<中村委員>

ちょっといいですか？ここは農振地域ではないですか？

<事務局 横内>

ここは違います。

<栗林推進委員>

先ほどのパネルは200枚でしたよね？今回は400枚ということですが、発電出力が49.5と48.3でパネル数が倍あるのに出力が低いというのはどういうことですか。

<中畑事務局次長>

48.3はパワコンの容量であって、モジュールの出力は68.0kWとありますので、こちらに訂正をお願いいたします。

<有賀会長>

ではこの件についてよろしいですかね？(異議なしの声)ありがとうございました。それでは次お願いします。

<中畑事務局次長>

6番、地図は3枚目の裏をご覧ください。賃借権の設定でございます。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのKさん所有の大字伊那富・・・番、地目は田、面積451㎡、大字伊那富・・・番、地目は田、面積628㎡、及び、辰野町中央・・・番にお住まいのLさん所有の大字伊那富・・・番、地目は田、面積1074㎡、及び、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのMさん所有の大字伊那富・・・番、地目は田、面積750㎡、合計4筆、計2,903㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地のO者が借受け、工場を新築するための申請でございます。借受人は製造業を営む事業者ですが、事業の拡大に伴い工場が不足するため申請地を借受け、工場を新築したい計画であります。

申請地は工業専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1項口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

<宮原職務代理>

本件は10月27日に原委員と私が確認しました。場所は(場所の説明)。田と一部畑の地域ですけれど、4筆になっていて、それぞれ境界がしっかり測量されておりました。工場ということで、上下水道も入っており問題ないと確認してきました。ご協議のほどお願いいたします。

<有賀会長>

この件についてよろしいですかね？(異議なしの声)ありがとうございました。それでは次お願いします

<栗林推進委員>

町では道路計画はこの先はないということですよね？

<一ノ瀬事務局長>

建設水道課で事前協議をしており、道路計画はないということです。

<有賀会長>

この件についてよろしいですかね？(異議なしの声)ありがとうございました。それでは次お願いします

### **【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<中畑事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計6件、11筆、面積は16,774㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。



<有賀会長>

この件について何かご質問があればあげていただきたいと思います。よろしいですかね？(異議なしの声)ありがとうございました。それでは次お願いします

**【議案第 3 号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】**

<中畑事務局次長>

農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についてであります。49 件の利用権設定についての上程です。農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、田 90 筆 104,027 m<sup>2</sup>、畑 13 筆 11,189 m<sup>2</sup>、計 103 筆、115,216 m<sup>2</sup>について農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と新規 10 年 2 ヶ月の使用貸借権を設定するものです。ご審議をお願いします。

<有賀会長>

この件について何かあればあげていただきたいと思います。よろしいですかね？(異議なしの声)ありがとうございました。それでは次お願いします

**【議案第 4 号、農用地利用配分計画(案)について】**

<中畑事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第 3 号で設定する農地について、農地中間管理機構から受け手へ使用貸借権を設定するもので、すべての農地について認定農業者であり人・農地プランに位置づけられた担い手である A へ 66,549 m<sup>2</sup>、B へ 31,381 m<sup>2</sup>、C へ 17,286 m<sup>2</sup>、新規 10 年 1 ヶ月の使用貸借権を設定するものです。農地所有者と借受者の間では合意がなされており、他の担い手の経営への支障はないものと考えます。

<有賀会長>

この件について何かご質問ありますかね？よろしいですか？(異議なしの声)それでは次お願いします

**【議案第 5 号、競売公売農地の買受適格認定について】**

<中畑事務局次長>

買受適格証明ですが、競売・公売にかけられている農地を買うには、農業委員会の発行する買受適格証明書が必要となります。この証明を受けて競売公売に参加し落札できた場合に正式な3条申請または5条申請を提出するようになります。買受適格証明認定で審議していただくのは農地法第3条または第5条の許可要件と同じ内容であり、農地を取得しようとするものが、許可要件を満たしているかどうかということです。ですのでよろしくお願いいたします。

それでは、農地法第5条第1項の買受適格者証明の申請でございます。

1番、地図は4枚目の表をご覧ください。大字伊那富字山際・・・番、地目は畑、面積253㎡を、大字辰野・・・番地の株式会社Aが取得し、資材置場を新設したい計画でございます。

申請人は建設業を営む事業者であり、現在町内に資材置場がありますが、手狭なため当該農地を落札した場合には、建設資材置場にしたい計画であります。

申請地は公道に接しておりませんが、今回は隣接する工場用地及び宅地と合わせて競売にかけられていますので落札後は自己の土地を使用し通行が可能です。

申請地は線路及び住宅に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなくやむをえないと判断いたします。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

<原委員>

競売ということで、私も初めてのことなので、ドキドキしながら宮原代理と10月10日に行ってきました。今のご説明のとおりです。行きましたら草が身の丈ほどになっていまして、建物のほうの境界の杭は確認できましたが、山際は入れるところまでの確認しかできませんでした。競売にかけて取得した後にまた申請があるということなので、現状はこのような状態でした。ご審議をお願いいたします。

<有賀会長>

今のご説明でよろしいですかね？(異議なしの声)それでは次お願いします

<中畑事務局次長>

2番、大字伊那富字山際・・・番、地目は畑、面積253㎡を、大字伊那富・・・番地の株式会社Bが取得し、資材置場を新設したい計画でございます。

申請人は製造業を営む事業者であり、現在町内に資材置場がありますが、手狭なため当該農地を落札した場合には、建設資材置場にしたい計画であります。

申請地は線路及び住宅に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなくやむをえないと判断いたします。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

<原委員>

28日に宮原代理と行ってきました。競売という初めてのことで感じたことは、農業委員として守秘義務はきちんと気をつけないといけないということが大切だと経験させていただきました。以上です。

<有賀会長>

この件についてもよろしいですかね？

<中村委員>

この申請者は製造業ということですので、建設資材置場ではないと思うのですが。

<中畑事務局次長>

申請書も資材置場となっています。資材置場でお願いします。

<有賀会長>

よろしいですかね？では次お願いします。

### **【議案第6号、非農地の承認について】**

<中畑事務局次長>

非農地証明書の交付申請であります。初めに非農地証明書の交付について説明させていただきます。詳細につきましてはお配りした「辰野町農業委員会非農地証明事務取り扱い要領」をご覧ください。

非農地証明書であります。土地登記簿上の地目が田または畑で、その現状が農地以外の土地につき、一定の基準を満たしている場合に非農地として証明するものです。農地を農地以外の目的に利用する場合には農地法4条または5条の許可が必

要となりますが、長年非農地として利用されており、その他の地目へ変更することに対し農地法上の問題点がない土地については、農業委員会総会で審議し、承認が得られれば非農地証明書を交付いたします。

非農地の証明基準といたしましては、

- ①農地法施行日(昭和 27 年 10 月 20 日)以前に非農地とした場合
- ②転用されてから 20 年以上が経過しており、証明書の交付がやむを得ない場合  
ただし、違反転用等により改善指導を行っている経緯のあるものや、隣接農地に対し被害防除等の問題がある場合は除く。
- ③耕作放棄後 20 年以上経過し、容易に農地への復元が困難であり、農地として利用される可能性がない場合
- ④災害により潰廃し、今後復旧の見込みもなく、そのまま放置されている場合  
等があります。

それでは非農地証明の申請であります。

1 番から 6 番につきまして一体の土地でありますので合わせて説明いたします。地図は 4 枚目の裏をご覧ください。

1 番、辰野町大字平出・・・番地にお住まいの A さん所有の大字平出・・・番、地目は畑、面積 399 m<sup>2</sup>

2 番、伊那市中央・・・番地にお住まいの B さん所有の大字平出・・・番、地目は畑、面積 297 m<sup>2</sup>

3 番、辰野町大字平出・・・番地にお住まいの C さん所有の大字平出・・・番、地目は畑、面積 79 m<sup>2</sup>

4 番、辰野町大字平出・・・番地にお住まいの D さん所有の大字平出・・・番、地目は畑、面積 267 m<sup>2</sup>、及び、大字平出・・・番、地目は畑、面積 84 m<sup>2</sup>

5 番、辰野町大字平出・・・番地にお住まいの E さん所有の大字平出・・・番、地目は畑、面積 846 m<sup>2</sup>、及び、大字平出・・・番、地目は畑、面積 495 m<sup>2</sup>

6 番、横浜市旭区・・・番地にお住まいの F さん所有の大字平出・・・番、地目は畑、面積 677 m<sup>2</sup>、及び、大字平出・・・番、地目は畑、面積 727 m<sup>2</sup>

について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は樹齢 20 年から 50 年ほどの杉・松・唐松の山林となっており、農地に復元するのは容易ではなく農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地と

することはやむをえないものと思われます。この件につきましては、小島委員、新村委員に現地を確認していただいております。

<小島委員>

この件につきましては10月11日に新村委員と現地を確認いたしました。今説明がありましたように、現状は唐松、松等、誰が見ても山林という状況で、とても農地としては無理だろうという判断をしております。場所は、(場所の説明)中のほうまでは境があるかとも確認できない状況でしたが、住宅があるわけでもないし、問題はないだろうと判断しています。以上です。

<有賀会長>

今説明があったように、境が確認できないということで、相当荒れていたようですが。

この件について何かありましたら。よろしいですかね?(異議なしの声)それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

7番、地図は5枚目の表をご覧ください。

辰野町大字赤羽・・・番地にありますC所有の大字赤羽・・・番、地目は畑、面積480㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地の周辺は転用許可を受け境内地として利用しており、申請地についても一体的に利用しておりますが、転用の許可を受けていませんでした。申請地については昭和62年に車庫及びトイレを建設、周囲には碎石を敷き通路等で使用しており、農地に復元するのは容易ではなく農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われます。この件につきましては、漆戸推進委員、小島委員に現地を確認していただいております。

<漆戸推進委員>

現地を確認してきました。境内地として使っていて、どの時点でこのようになったのか全くわからない。境等もよく分からない。隣がお墓になっている。

<有賀会長>

現地を確認していただいているので、問題ないかと思いきすけれど。よろしいですかね?(異議なしの声)はい、ありがとうございました。それでは報告事項をお願いします。

## 報告事項

<中畑事務局次長>

それでは報告事項、(1)専決事項ということでお願いしたいと思います。10月許可決定の5条3件については、長野県農業会議から10月14日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

報告事項は以上でございます。

<有賀会長>

はい、ありがとうございました。それではその他へ。

## その他

○農地パトロール結果報告(事務局 横内)

本年度のA区分については昨年よりかなり減少している。解消が多かったというよりは見方を揃えていたのでAと判定される農地が少なかった。

今回新規でA判定、及び昨年度未送付の農地に対して利用意向調査を実施。

○「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について(中畑事務局次長)

4月より農業委員会が新体制となり、県より新農業委員会法に基づき、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」をたてるよう指示あり。

次回の委員会までに現状と目標の数字をいれたものをお送りするのでご覧いただき、開催時にこのような指針をつくりたいという相談をしたいと思います。

○「農業功労者表彰、農業名人認定候補者の推薦」について(事務局 横内)

今年も辰野町から推薦していただきたい。(期限 12月16日まで)

○女性農業委員からの報告

10月20日 北信越大会(千曲市) 原委員、宮澤委員出席

-宮澤委員-

遊休農地解消の分科会に出席。他地区の方々と話し、どこでも遊休農地の荒廃が目立ち、広い優良農地から外れた中間山間農地は解消するのは大変だという意見が多かった。

10月26日 上伊那女性農業委員の会 新村委員出席

-新村委員-

高遠の農家食堂「こかげ」で食事。高遠藤沢地区は過疎化と高齢化解消の

ために地元の米や野菜を地域おこしのために提出し食堂を営んでいる。自然色豊かで、あちこちから視察の方が見えている。この後みはらしファームでパン作り。他市町村の女性農業委員との交流、意見交換ができた。

次回委員会開催日:12月6日(火) 午前9時00分から 役場2階第7、8会議室

(閉会)

<宮原職務代理>

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。この後県大会が伊那市で行われますので、気をゆるめないようによろしくお願ひします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印